



ろうきょう通信

— 労供労組協事務局ニュース —

発行: 労供労組協事務局
〒110-0003 台東区根岸 3-25-6 タレット根岸 2F
TEL:03-5603-7880 FAX:03-5603-7265
E-mail:roukyo@union-net.or.jp
URL:http://www.union-net.or.jp/roukyo/

4役会議in沖縄、厚労省交渉、国交省打合せ、労供研究会再開等々盛りだくさん 労供労組協幹事会開かれる

去る、2月17日、12名の参加の下、タブレット根岸5階会議室にて労供労組協幹事会が開催されました。

最初に、真島勝重議長より、「昨年4月に第32回総会を開催してからまもなく1年が経過し、私も議長就任から1年となる。今日、労働組合にもコンプライアンスの重要性、法令順守が重要な課題となっている中で、特に労働者供給事業は労働組合にのみ認められている制度であり、派遣制度改悪の中で労働組合のコンプライアンス順守の更なる取り組みが求められている。また、國學院大學労供研究会が再開され、労供労組協としても心強く感じている。」との挨拶がありました。

その後、2015年11月27～29日の4役会議in沖縄、12月3日の厚生労働省要請、2016年1月12日の国土交通省打合せ（港湾のPSカード発行審査等に関わる件）、1月22日の第10回雇用仲介事業者等の在り方に関する検討会、労供研究会再開の件、介護・福祉ユニオンネットワークについて各担当より報告がありました。

4役会議in沖縄

昨年、11月27～29日の2泊3日で真島議長、太田副議長、諸見事務局次長、介護・家政職ユニオンの横山さん、電算労の江藤さんとの5名で労供事業について、沖縄県、地域労組、そしてマスコミへのアピールを含め、全港湾における沖縄県での労供事業の展開に向けて行ってきました。

初日に連合おきなわユニオンと労供事業について意見交換をしました。沖縄滞在中は、全港湾沖縄地方本部の協力を得て、辺野古へも訪問しました。マスコミへのアピールについては、琉球新報と沖縄タイムスに取り上げられました。



琉球新報

労供事業所の取り組み促す 労供労組協が県で会見

労働組合が労働者を企業へ供給する事業所の組織、労働者供給事業関連労働組合協議会（労供労組協、真島勝重議長）の役員らが11月27日、事業拡大のため来県した。県庁で会見した真島議長は「労供事業の事業所がないのは北海道と沖縄だけ。沖縄でも取り組みを進めてほしい」と話した。

県内では全日本港湾労働組合（全港湾）の沖縄地方本部が事業展開の準備を進めている。

沖縄タイムス

労働者の供給制度普及図る 労組協が意見交換

労働組合が労働者(組合員)を契約企業へ派遣する事業所組織の労働者供給事業関連労働組合協議会(労供組協)の真島勝重議長らが27日来県し、労働者供給事業の周知や県内の事業所開設に向け、連合沖縄や県議会などで意見交換をした。

労働組合による労働者の供給は一般の派遣事業とは異なり、組合費を納めることで仲介料や手数料などを支払う必要がない。供給事業をしている組合に求職者が加入し、組合が企業などに労働者を供給する。

厚生労働省許可が必要で、県内では全港湾沖縄地方本部が供給開始に向けて準備を進めているという。

県庁で会見した真島議長は「労働者派遣法によって労働者間の賃金などの格差が広がっている。派遣だけでなく、供給という働き方の制度もあるということを広く普及していきたい」と語った。

厚生労働省要請

昨年、京都府の福知山職業安定所から8月3日に出された「雇用保険印紙購入手帳の返還について」と同じく8月20日の「日雇労働被保険者の一般被保険者への切換え等について」への対応について、厚生労働省職業安定局雇用保険課へ要請を行いました。

行政は、福知山職安管内において不正受給があまりにも多く、会計検査院の調査が全国的に入っており、日雇保険の不正受給のひどい実態がマスコミ等でリークされると日雇雇用保険そのものの存続にかかわるような大きな問題だと認識している、としています。

これまで日雇雇用保険の適用についてしっかりやってこなかったという反省のもとに調査に入っていると、一つの回答でした。

不正受給については、労供組合としても迷惑を被っており、公共職業安定所とともに両輪、信頼関係の下に労供事業を営んでおり、日雇雇用保険の適用については、的確にかつ厳格に行ってきています。その点について、今後も変わることはないことを説明し、労供事業における日雇雇用保険の適用については、雇用保険課にも理解をいただいています。

国土交通省打合せ

港湾におけるPS (Port Security) カードのコンプライアンスに則った運用について相談させてほしいとのことで、1月12日に国土交通省港湾局海岸・防災課の酒井浩二室長および杉村桂寿主席港湾保安管理官と打合せを行ってきました。

PSカードについては、貨物自動車運送事業において累積違反点数が21点以上の行政処分を受けた事業所には発行しません。一方労供においては労供組合がそのような行政処分を受けることがないので、処分を受けた業者にPSカードを持った労働者を供給することができてしまいます。

この点について、PSカードの適正な運用のため、労供組合としてはそのような事業所には供給しないことを前提に、下記の対応を取ることになりました。

- 申請時に提出する「組合員等供給就労簿」上の供給先が21点以上の行政処分を受けているトラック事業所である者には、PSカードを発行しない旨をPSカード使用規約に明示。

⇒第13条に追記

- 発行後定期的に、「供給先事業所台帳」により労働者供給事業者の供給先を確認し、労働者供給事業者として21点以上の行政処分点を受けているトラック事業所に継続して労働者供給を行っている場合は、当該労働者供給事業者の事業所登録を一時無効にできる旨を規定。

⇒第15条第1項(7)に追記

○労働者供給事業者は、供給先の確認に協力するものとし、国の求めに応じて「供給先事業所台帳」を提出しなければならないこととする。

⇒第16条に追記

第10回雇用仲介事業者等の在り方に関する検討

雇用仲介事業者の在り方に関する検討会は、昨年3月31日より開始され、2016年3月10日時点で11回開催されています。

第4回検討会で労供労組協はヒアリングを受けており、ヒアリング結果として下記を示しています。

- 現行の業務取扱要領等に記載されている労働者供給の定義について、労働組合が行う労働者供給事業の実態に即した定義に変更すべきである。
- 労働者供給事業の許可要件について、厳格化すべきである。
- 労働者供給事業により働く労働者への年金の適用について、制度改正をすべきである。
- 労働者供給事業法の制定等の制度改正をすべきである。

第10回検討会では、労供事業について資料が出され、「労働組合が行う労働者供給事業については定義を見直す必要はあるか。」「許可基準を厳格化する必要はあるか。」といったことが論点として出され、検討されています。

第11回検討会で、労供労組協総会でご講演いただいたこともある、水町委員から「労働者供給について、労働組合の在り方も多様化している。昭和61年以前の基準に見直すことについては、健全な組合が労働者供給を行えなくなる可能性があり、慎重な検討が必要。労働組合法に基づく労働委員会による審査は形式審査であり、悪質な労働組合をはじくことは困難であるため、事業運営に関する要件において対応することが望ましいのではないか。」との意見が出されています。

労供研究会再開

「國學院大學労供研究会」は、労供労組役員、役員OB、研究者等による「労供準備的研究会（2008年9月から2009年7月まで計7回開催）」を前身として、「準備的研究会」での議論を踏まえて、主にヒアリング、インタビューを重ねる方式の実態調査を中心に据えながら、労働市場や法制に関する検討を行う「國學院大學労供研究会」が2009年9月に発足しました。

この研究会は2012年2月23日にシンポジウム「労働組合による労働者供給事業の可能性—非正規労働問題の解決へ向けて—」を開催し、報告書「労働組合による労働者供給事業に関する調査研究報告書」を取りまとめて一旦休止しました。

その後、2013年7月に再開し、「労供組合員の就労実態と意識に関する調査」をアンケート形式で行い、その調査結果を2014年4月17日に開催された第31回労供労組協総会で労供研究会事務局長である國學院大學経済学部の本田一成教授にご報告いただきました。

今年になって、再々開し、事例調査をさらに進め、本の刊行、日雇保険など社会保険をめぐる問題点や課題、対策の解明、労供事業法制定をめぐる諸問題の研究を進めていきます。この間は全港湾、新運転、介護・家政職ユニオン、コンピュータ・ユニオンへのヒアリングを行っています。

また、ホームページについてもデザインを新たに更新しています。



<http://www.k-rokyoken.jp/>

介護・福祉ユニオンネットワーク

介護・福祉ユニオンネットワークは、労供事業を行う介護・家政職ユニオンと東京ユニオンヘルスケアユニオンなどが中心になって一昨年より活動を再開しています。

この間は、介護予防の市区町村による総合事業への移行に伴い、世田谷区との交渉を行ったり、学習会などを開催してきました。

来週、14日(月)には厚生労働省へ下記の要請を行うことにしています。

- 1.介護離職ゼロの実現にむけては、介護施設増設だけでなく、居宅介護サービスの強化も重視して施策の一層の充実を図ること。
- 2.介護保険制度の見直しについて
- 3.ヘルパー人件費比率の公表の制度化について
- 4.サービス提供責任者の処遇およびヘルパーの介護報酬引き上げについて
- 5.処遇改善加算制度の恒久化について
- 6.介護福祉分野でのボランティア活用拡大にあたっては、名称のいかんにかかわらず、実質的に雇用を行う事業体における労働基準法や最低賃金法の違反を厳格に排除すること。
- 7.介護支援専門員の自立性確保について

各報告の後、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課の手倉森一郎派遣・請負労働企画官を講師とした講演「改正労働者派遣法について」がありました。

講演「改正労働者派遣法について」

需給調整事業課へは、当初、①昨年の派遣法改正の概要、②供給・派遣への影響(派遣法の期間制限)とその解決策、③雇用仲介事業者等の在り方に関する検討会における議論の概要と方向性、④労供事業の展望の4点について話をしていただきたい旨お願いしていたのですが、改正派遣法以外はまだ検討中の内容であるため、その概要程度とスケジュールのみの説明となるとのことでした。

幹事会に先立ち、講師の手倉森派遣・請負労働企画官と会って労供事業についての話もさせていただいたのですが、企画官の話は、ほとんど改正労働者派遣法の話に終始し、それ以外は雇用仲介事業者等の在り方に関する検討会における「労働者供給事業の許可要件について、厳格化するというのは疑問がある。」という、ある委員の意見を一言紹介したのみでした。

こちらが意図した話をしていただけなくて、非常に残念な講演となってしまいました。



その後、各組合の事業報告があり、最後に名ばかり労働組合の排除に向けての討議がありました。

名ばかり労働組合の排除については、労供労組協における自浄作用が必要とのことで、「労働者供給事業関連労働組合協議会運営規定」に加盟資格を明記し、加盟組合において資格を有しない組合については脱退勧告ができるよう、次回大会で図ることになりました。